

## AFTC INFORMATION

### 「安全運転サポート車」の表示を行う際の留意点について

#### 1. 政府による「安全運転サポート車」の普及啓発

高齢運転者を含めたすべての自動車運転者による交通事故の発生防止・被害軽減対策の一環として、衝突被害軽減ブレーキ（いわゆる自動ブレーキ）やペダル踏み間違い時加速抑制装置などの一定の運転支援機能を備えた車（安全運転サポート車）の愛称（運転者全体向けの「セーフティ・サポートカー（サポカー）」、及び、特に高齢運転者に推奨する「セーフティ・サポートカーS（サポカーS）」）やロゴが決定し、広く普及啓発活動等が行われています。

併せて、経済産業省及び国土交通省からは、「サポカー及びサポカーSの愛称及びキャンペーンロゴ使用上のお願い」が示されています。（以下、経済産業省ホームページURL）

<http://www.meti.go.jp/press/2017/06/20170630011/20170630011.html>

#### 2. 「安全運転サポート車」の表示を行う際の留意点

当協議会は、衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い時加速抑制装置などの運転支援機能を備えた車について表示する際の留意点等について、平成25年11月に、規約運用の考え方（※1）を定め、これまで普及活動を行ってきております。

「安全運転サポート車」についても、前記の規約運用の考え方にに基づき表示していただくこととなりますが、政府から示された愛称やロゴ等の使用の留意事項を含め、「安全運転サポート車」の運転支援機能について、消費者の誤認を招かないための留意点をまとめましたので、会員事業者の皆様におかれましては、これらの留意点を踏まえ、適正な表示を行って下さい。

（※1）「燃費やASV技術の明瞭な表示に関する規約運用の考え方」について

[http://www.aftc.or.jp/content/files/pdf/aftc\\_info/aftcinfo\\_201311\\_asv.pdf?v2](http://www.aftc.or.jp/content/files/pdf/aftc_info/aftcinfo_201311_asv.pdf?v2)

この件に関するお問い合わせは・・・

一般社団法人自動車公正取引協議会 四輪車業務部まで

TEL 03-5511-2111 FAX 03-5511-2112

## 1. 「衝突被害軽減ブレーキ等のASV技術について表示する際の規約運用の考え方」のポイント

### 【表示事項】

ASV技術や運転支援機能の内容、機能が作動する条件及び作動しない条件等

### 【表示方法等】※詳細は媒体毎に異なる

#### ①表示箇所等

ASV技術や運転支援機能に関する表示に近接した箇所に一体として視認できるよう表示

#### ②文字の大きさ等

8ポイント以上の大きさで表示。ただし、ASV技術や運転支援機能に関する効果等を端的に表す用語や映像表現を用いて強調表示した場合、12ポイント以上で表示

#### ③強調表示との文字の大きさのバランス

強調表示と同一、または著しく異ならない程度の大きさで表示（最低でも強調表示した文字の5分の1（最低8ポイント）以上）。ただし、ASV技術や運転支援機能に関する効果等を端的に表す用語や映像表現を用いて強調表示した場合は、最低でも強調表示した文字の3分の1（最低12ポイント）以上の大きさで表示

#### ④文字間・行間の余白、背景の色との対照性

文字間及び行間の余白を空け、背景の色とは対照的な色の組み合わせにする等、視認性を確保

## 2. 安全運転サポート車の表示を行う際の留意点（行政から示された考え方等に基づく留意点）

①安全運転サポート車（「サポカー」及び「サポカーS」）について表示する場合（ロゴを使用する場合も含む）は、以下に示されたそのコンセプトや行政から示された「使用上のお願い」等を踏まえるとともに、上記1. に基づき、ASV技術や運転支援機能の内容、機能が作動する条件及び作動しない条件等を表示すること。

②安全装備はドライバーの安全運転を支援（サポート）するためのものであるとの趣旨を踏まえ、「サポカーは安全・安心」等、いかなる場合も衝突事故等を回避することができるかのように誤解される表示や、「サポカーよりもサポカーSの方が安心」等性能評価に基づき、サポカーよりもサポカーSの方が安全性能に優れているかのように誤解されるような表示は行わないこと。

### 【安全運転サポート車（「サポカー」及び「サポカーS」）のコンセプト】

①「サポカー」は自動ブレーキを搭載した自動車。運転者全般に推奨。

②「サポカーS」は自動ブレーキに加え、ペダル踏み間違い時加速抑制装置等も搭載した自動車。高齢運転者の安全運転を支援する車（高齢者専用を意味するものではない）。搭載装置に応じ、以下の区分に分かれる。

#### <表> サポカーSの区分

ワイド	自動ブレーキ（対歩行者）、ペダル踏み間違い時加速抑制装置※1、車線逸脱警報※2、先進ライト※3
ベーシック+	自動ブレーキ（対車両）、ペダル踏み間違い時加速抑制装置※1
ベーシック	低速自動ブレーキ（対車両）※4、ペダル踏み間違い時加速抑制装置※1

※1 マニュアル車は除く。※2 車線維持支援装置でも可。※3 自動切替型前照灯、自動防眩型前照灯又は配光可変型前照灯をいう。※4 作動速度域が時速30km以下のもの。

「マニュアル車については、前記の表中の『ペダル踏み間違い時加速抑制装置※1』以外の対象装置等が装備されていれば、それぞれ、『サポカーS（ワイド）』、『サポカーS（ベーシック+）』、『サポカーS（ベーシック）』であるとの表示およびロゴの使用が可能であるが、消費者が誤解しないよう、当該車両はマニュアル車のため、『ペダル踏み間違い時加速抑制装置』の装備は要件となっていない旨を併せてご説明いただきたい。」との見解が経済産業省から示されています。